

枚方市下水道事業経営戦略

(中間見直し)

～中長期経営基本計画～

計画期間

平成 31 年度から令和 10 年度

(2019 年度から 2028 年度)

令和 6 (2024) 年 3 月

枚方市上下水道局

目 次

第1章 中間見直しの趣旨と位置づけ	1
1. 見直しの趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	1
4. 経営戦略の改定について	2
第2章 事業概要	3
1. 施設の状況	3
2. 下水道使用料	4
3. 組織体制	5
第3章 計画期間前期の取り組み	8
1. 汚水整備の状況	8
2. 雨水整備の状況	8
3. 経営健全化の取り組み（財政収支計画）	9
(1) 収益的収支	9
(2) 資本的収支	12
(3) 企業債残高	13
第4章 計画期間後期の状況	14
1. 経営健全化の取り組み（財政収支計画）	14
(1) 収益的収支	14
(2) 資本的収支	17
(3) 企業債残高	18
第5章 経営比較分析表を活用した現状分析	20
(1) 経常収支比率 / (2) 累積欠損金比率	20
(3) 流動比率(支払能力) / (4) 企業債残高対事業規模比率(債務残高)	21
(5) 経費回収率 / (6) 汚水処理原価	22
(7) 施設利用率 / (8) 水洗化率	23
(9) 有形固定資産減価償却率 / (10) 管渠老朽化率	24
(11) 管渠改善率	25

第6章 将来事業の環境 27

1. 年間有収水量の予測……………27
2. 使用料収入の見通し……………27
3. 大阪府流域下水道維持管理負担金の見直し……………28
4. 人員体制の整備……………28

第7章 経営の重点方針 29

第8章 投資・財政計画(収支計画) 31

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明……………31
 - (1) 収支計画のうち投資についての説明 ……………31
 - (2) 収支計画のうち財源についての説明 ……………32
 - (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明 ……………36
2. 投資・財政計画(収支計画) ……………36

第9章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項 40

用語解説

第1章 中間見直しの趣旨と位置づけ

1. 見直しの趣旨

本市の下水道事業は、人口減少などによる使用料収入の減少が見込まれる中、老朽化が進んでいる施設の維持管理や更新、耐震化への取り組みを進めています。そのような状況のもと、「安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し続けるため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的」として、平成31年3月に中長期の経営の基本計画となる「枚方市下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）」を策定しました。策定後、毎年度の決算時に評価・検証を行い、進捗管理を行ってきましたが、令和5年度で策定後5年目となることから、計画期間前期（平成31年度から令和5年度まで）の事後検証を行うとともに、計画期間後期（令和6年度から令和10年度まで）について、前期の検証結果や社会情勢等を反映した見直しを行います。

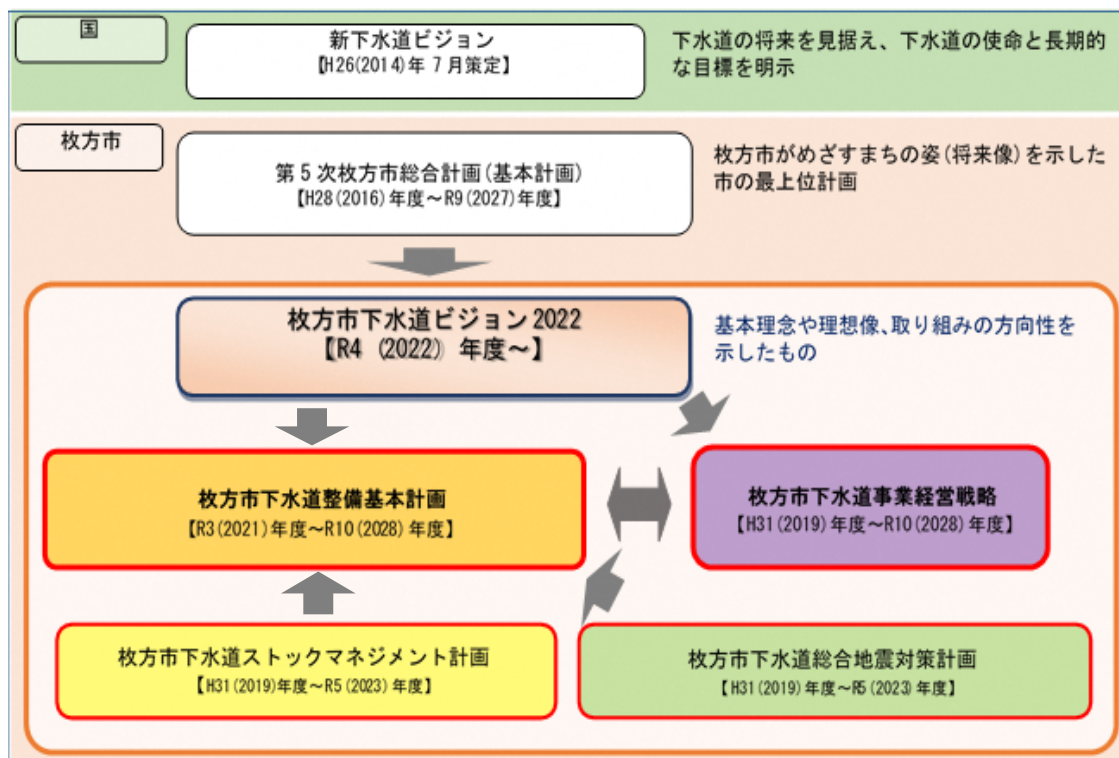
2. 計画期間

平成31（2019）年度～令和10（2028）年度（10年間）

3. 経営戦略の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や当時の「枚方市上下水道ビジョン（令和4年3月に「枚方市下水道ビジョン2022」を策定）」の考え方を踏まえ、「水環境の保全」「快適な生活環境の創造」「安全安心な市民生活の確保」を目指し、「枚方市下水道事業経営計画（計画期間：平成25年度～30年度）」における財政収支計画の後継計画として策定しました。

「経営戦略」は、令和2年度に策定した下水道整備事業計画における新たな基本的な考え方をまとめた「枚方市下水道整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）（計画期間：令和3年度～令和10年度）」の実行計画である「ストックマネジメント計画」及び「枚方市総合地震対策計画」と整合を図り、中長期にわたる下水道事業経営を見据えた内容とするため、今回、あわせて中間見直しを行うものです。



4. 経営戦略の改定について

「経営戦略」は、毎年度進捗管理を行うとともに、計画期間の 5 年度目に中間見直しを行い、10 年度目に全面改定を行います。

また、必要に応じて、臨時的な見直しを行うものとします。

第2章 事業概要

1. 施設の状況

本市の下水道事業は、市域面積 6,512ha のうち、約 5,228ha を公共下水道（汚水・雨水）の計画区域と定め、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道を採用し、計画的な整備や維持管理を進めてきました。

汚水については、大阪府の淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道に接続し処理を行っています。一方、雨水については市内を 21 の排水区分に分けて、ポンプ場（市内 9 箇所）などを介して各河川に放流しています。

(R5. 3.31 現在)

供用開始年月日	昭和 33 年 10 月 11 日	地方公営企業法適用区分	全部適用 (平成 23 年 4 月 1 日)
処理区域内人口密度	110.86 人/ha 現在処理区域面積 1ha あたりの処理区域内人口 処理区域内人口 385,795 人 ÷ 現在処理区域面積 3,480ha		
流域下水道等への接続の有無	有 接続先 ・淀川左岸流域下水道（渚水みらいセンター） ・寝屋川北部流域下水道 (なわて水みらいセンター・鴻池水みらいセンター)		

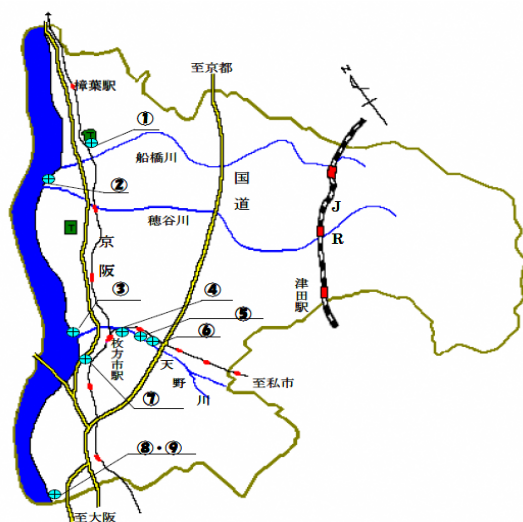
【流域下水道終末処理場位置図】



※流域下水道とは

2つ以上の市町村からの下水を処理するために都道府県が設置する下水道で終末処理場と幹線管渠からなります。

【ポンプ場位置図】



NO	ポンプ場名
①	北部ポンプ場
②	藤本川ポンプ場
③	黒田川ポンプ場
④	新安居川ポンプ場
⑤	溝谷川ポンプ場
⑥	犬田川ポンプ場
⑦	安居川ポンプ場
⑧	蹉跎ポンプ場
⑨	深谷ポンプ場

2. 下水道使用料

本市の下水道使用料は、用途別使用料体系を採用しており、一般用については、令和3年4月に基本水量（8 m³）を廃止しました。従量制については、基本使用料と、汚水排出量が増えるに従い単価が高くなる逓増従量使用料を設定しています。

浴場用については、基本水量に応じた基本使用料と、逓増従量使用料を設定しています。

【下水道使用料体系（令和6年3月31日現在）】

一般用（税抜き）

- 1 基本使用料 768 円
- 2 従量使用料 （1 m³について）

区 分	金 額
1 m ³ ～8 m ³ まで	4 円
8 m ³ を超え 10 m ³ まで	120 円
10 m ³ を超え 20 m ³ まで	134 円
20 m ³ を超え 30 m ³ まで	171 円
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	210 円
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	246 円
100 m ³ を超え 200 m ³ まで	280 円
200 m ³ を超え 500 m ³ まで	298 円
500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	318 円
1,000 m ³ を超える分	337 円

浴場用（税抜き）

区 分		金 額
基本使用料	300 m ³ まで	7,260 円
超過使用料 (1 m ³ について)	300 m ³ を超え 2,000 m ³ まで	38 円
	2,000 m ³ を超え 3,000 m ³ まで	39 円
	3,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで	40 円
	5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ まで	41 円
	10,000 m ³ を超え 15,000 m ³ まで	42 円
	15,000 m ³ を超える分	43 円

3. 組織体制

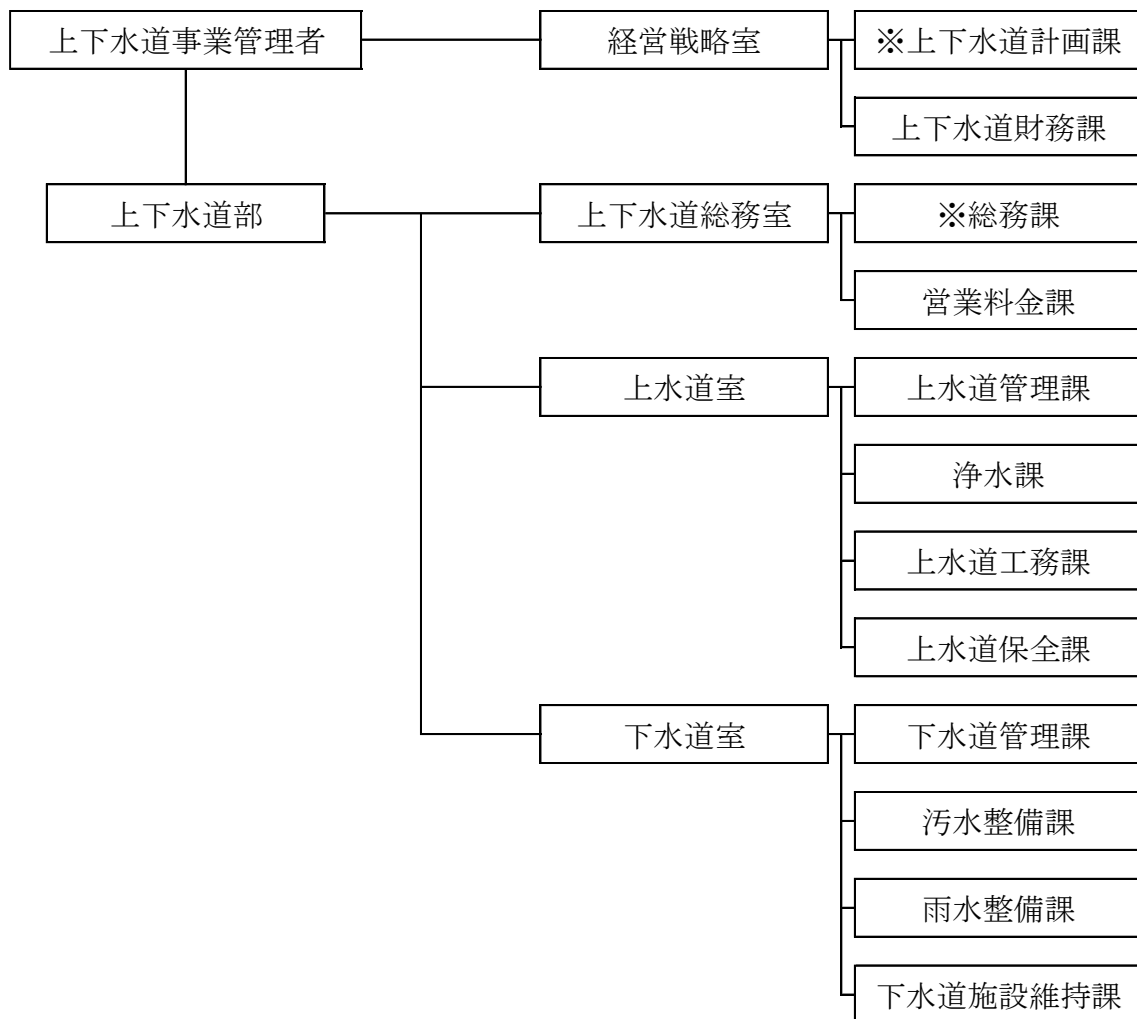
本市の下水道事業は、平成 23 年 4 月に地方公営企業法を全部適用し、独立採算の原則に則り事業経営を行う「公営企業会計」へ移行すると同時に、上下水道組織の統合を行い、上下水道局を設置しました。

当時、下水道部と水道局で合わせて 2 部 11 課体制であったものを、総務部門や料金部門の整理統合により 2 部 1 室 8 課体制とし、事務や技術の継承に配慮した効率的な職員配置を進めてきました。

現在（令和 5 年 4 月 1 日）では、管理部門の窓口の一元化にも取り組み、1 部 4 室 12 課体制（下水道事業会計の職員数 108 人）で運営しています。

また、令和 6 年 4 月 1 日付けの機構改革により、1 部 10 課体制とする予定です。

【組織図（令和５年４月１日現在）】

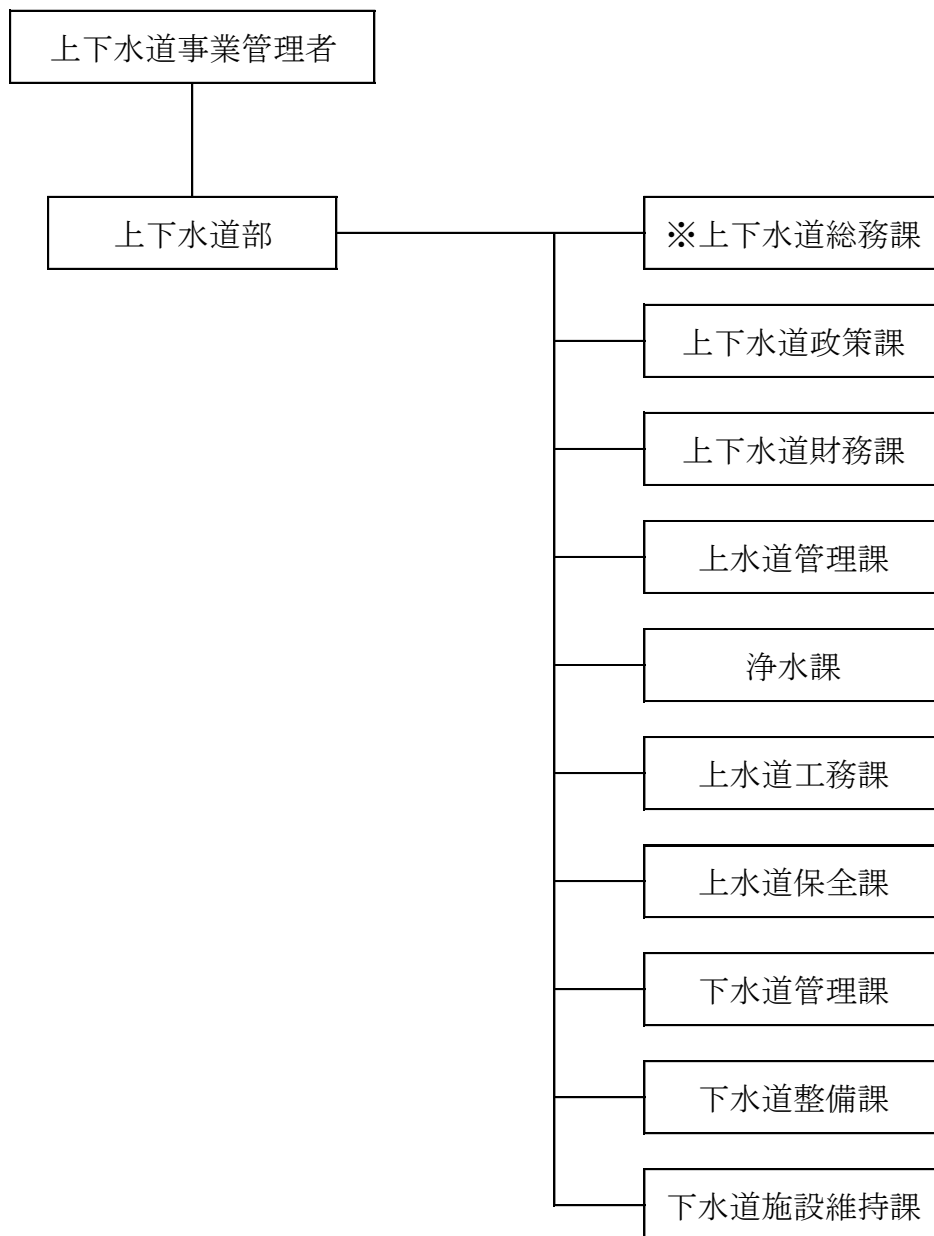


【下水道事業会計 職員数（令和５年４月１日現在）】

	特別職	正職員	再任用	会計年度	合計
次長		１人			１人
上下水道総務室長		１人			１人
下水道室長			１人		１人
上下水道計画課		４人	１人		５人
上下水道財務課		４人		１人	５人
総務課		６人			６人
営業料金課		４人		１人	５人
下水道管理課		１６人	３人		１９人
汚水整備課		１２人		１人	１３人
雨水整備課		８人			８人
下水道施設維持課		４２人	１人	１人	４４人
合 計	人	９８人	６人	４人	１０８人

※特別職（上下水道事業管理者）は、水道事業会計の職員数に計上しています。

※参考【組織図(令和6年4月1日予定)】



※印は、部における総務担当課を示しています。

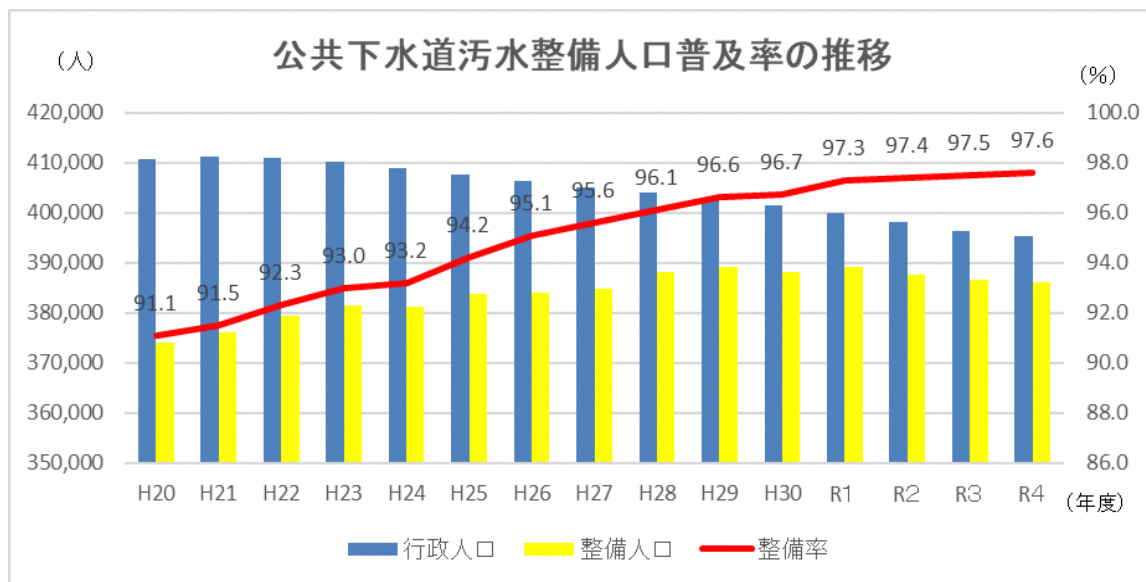
第3章 計画期間前期の取り組み

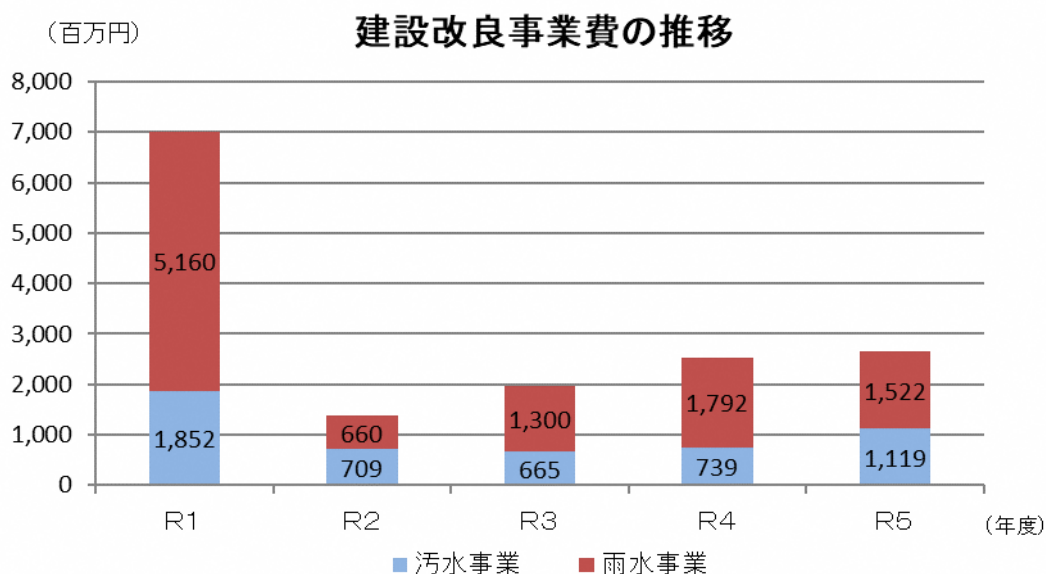
1. 污水整備の状況

污水整備においては、平成 30 年度末に住居系地域が概成を迎えた後も、引き続き、私有地（私道）などの未承諾地区や地形的に自然流下ができないなどの整備困難地区における污水管渠の整備に取り組んできました。その結果、令和 4 年度末の整備人口普及率は、平成 30 年度に比べ 0.9 ポイント上昇し、97.6%となりました。また、「下水道長寿命化計画」に続いて「枚方市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、施設の維持・保全・更新を計画的に進め、各施設の長寿命化を図っています。

2. 雨水整備の状況

雨水整備においては、新安居川ポンプ場整備事業や溝谷川ポンプ場整備事業、「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づく、蹠跎排水区及び楠葉排水区における雨水貯留管整備事業などの浸水対策を実施しました。また、施設の耐震化事業として、財源的に有利である緊急自然災害防止対策事業債等の一般会計債を活用し、ポンプ場の耐震診断や耐震化実施設計に取り組みました。

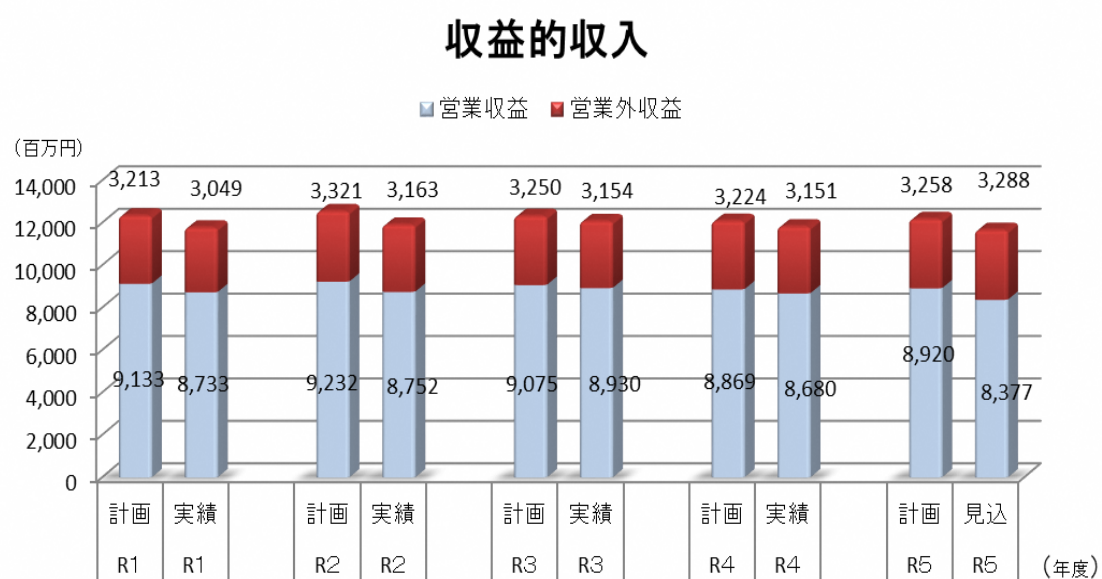




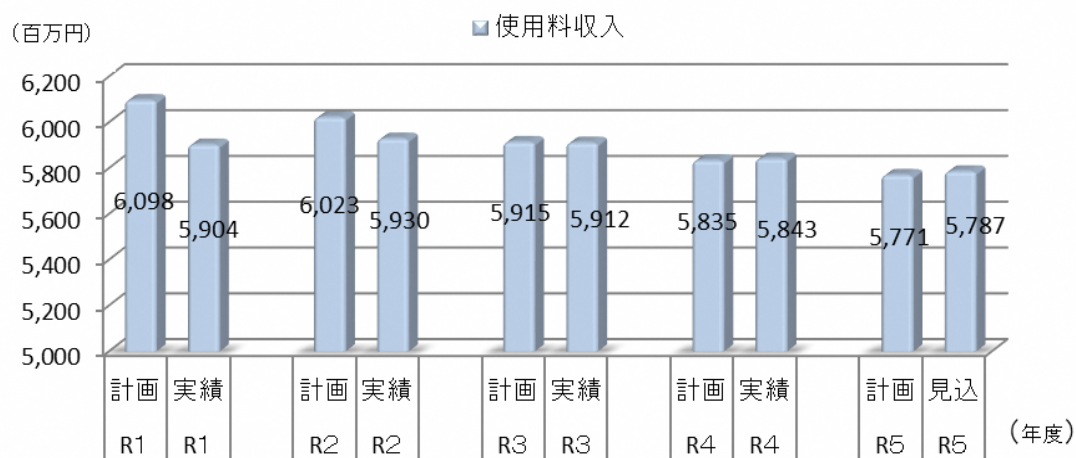
3. 経営健全化の取り組み(財政収支計画)

(1) 収益的収支 (令和元年度から令和5年度まで)

収益的収入では、人口減少や節水機器の普及などによる有収水量の減少に伴い、主な収入である使用料収入についても減少を見込んでいました。しかし、有収水量は当初計画で見込んだほどの減少はなく、使用料収入は減少傾向にあるものの計画値とほぼ同様の数値となりましたが、収益的収入全体の推移では、計画地を若干下回っています。



使用料収入

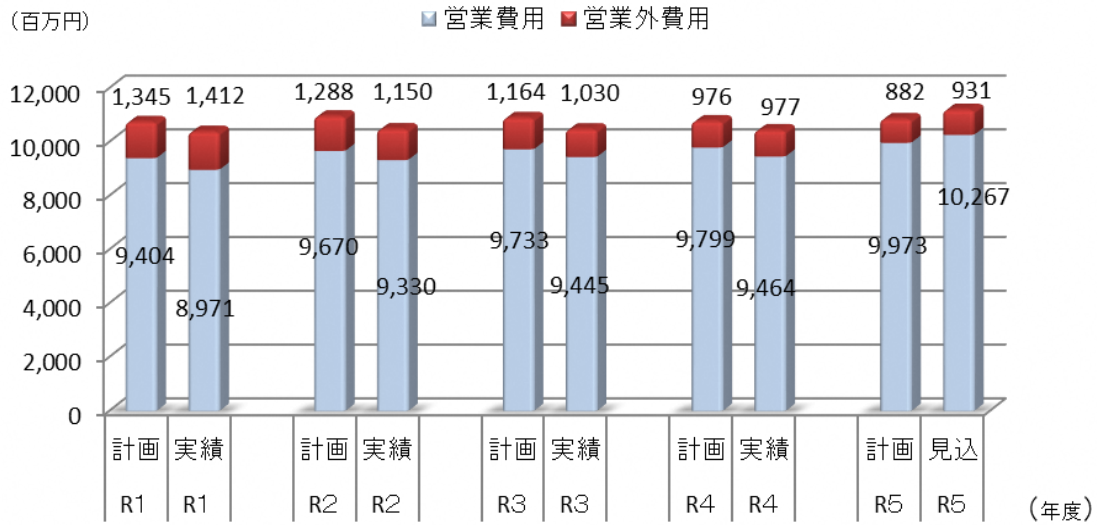


収益的支出の主な経費では、営業費用のうち職員給与費は、年度により増減を見込んでいましたが、実績についても同じような傾向で推移しました。維持管理費は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、人件費の上昇や世界的なエネルギー価格の高騰に円安が加わり、動力費（電気料金）を始めとした各種経費が大幅に増加したことなどにより、計画値を上回りました。流域下水道負担金は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、令和2年度までは計画値を下回り、令和3年度以降は計画値を上回っています。減価償却費は、年々増加すると見込んでいましたが、コロナ禍による影響などにより事業工程に遅れが生じたことなどで計画値を大幅に下回ったことなどから、営業費用全体では、令和5年度を除いて計画値を下回る数値で推移しました。

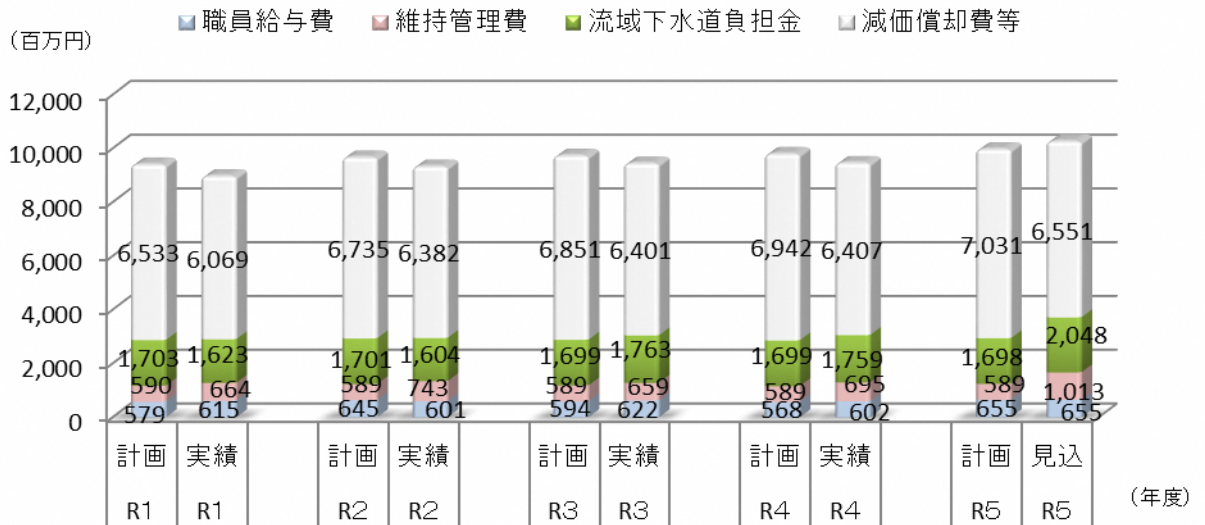
また、営業外費用では、支払利息が、企業債の借入方法の見直し（利率見直し方式での借入等）などによる軽減に努めたことで、計画どおりに推移しました。

これらの結果、令和4年度までは計画値に近い当年度純利益を計上しましたが、令和5年度決算見込では計画値を大幅に下回ると予測しています。

収益の支出

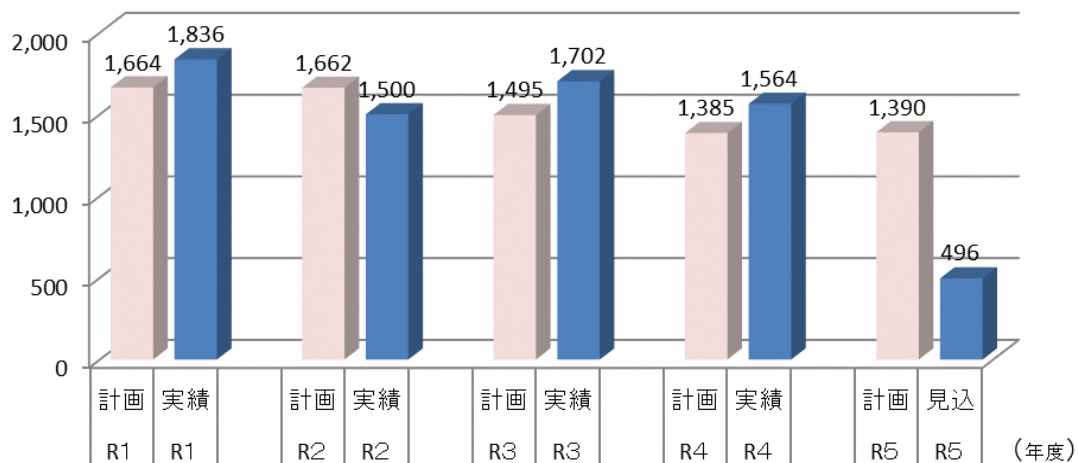


主な営業費用



収益的収支(当年度純利益)

(百万円)



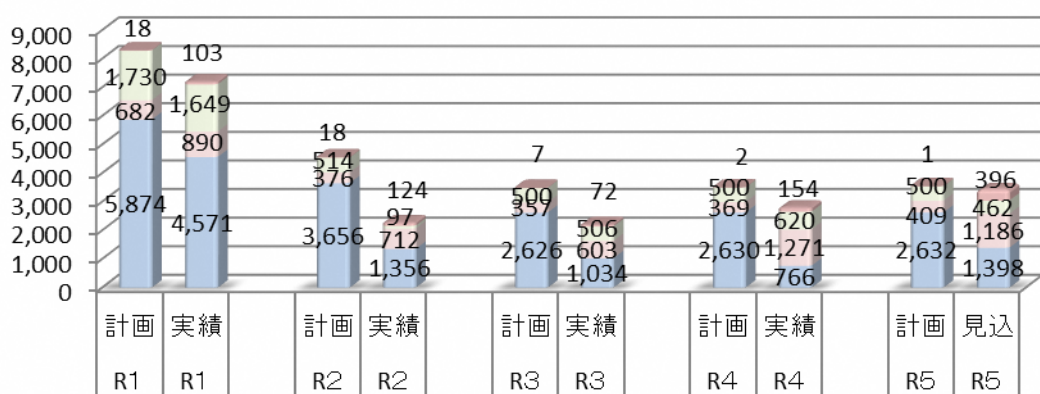
(2) 資本的収支

資本的収入では、コロナ禍による影響などにより事業工程に遅れが生じたことなどから、企業債の発行額については計画値を大幅に下回る数値で推移しました。その他の事業に係る財源についても収入予定額を下回ったことから、資本的収入総額でも計画値を下回りました。

資本的収入 (税込み)

(百万円)

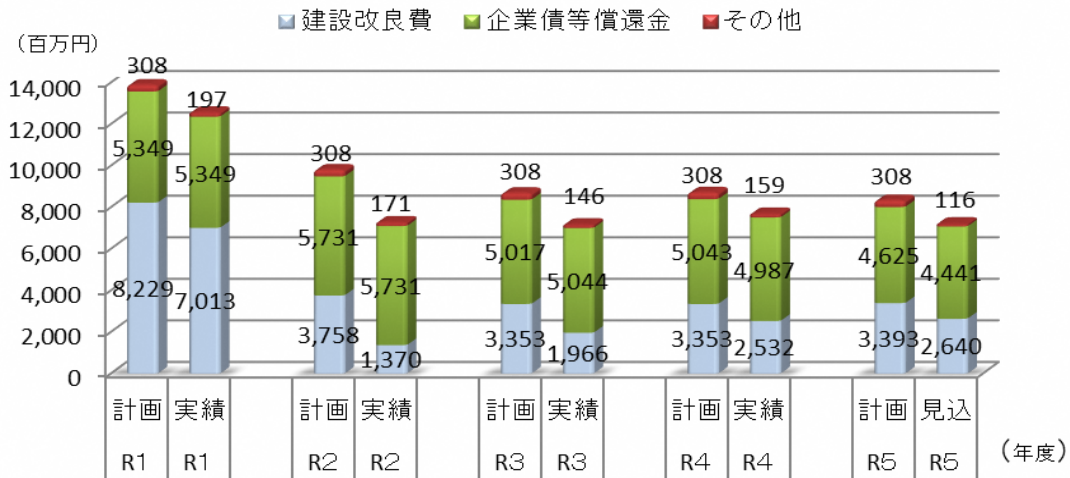
■ 企業債 ■ 他会計負担金 ■ 国庫補助金 ■ その他



(年度)

資本的支出では、建設改良費が計画値を大幅に下回ったことから、資本的支出総額でも、計画値を大幅に下回りました。企業債償還金については、企業債の発行額が計画値を大幅に下回ったため、計画値を下回っています。

資本的支出 (税込み)



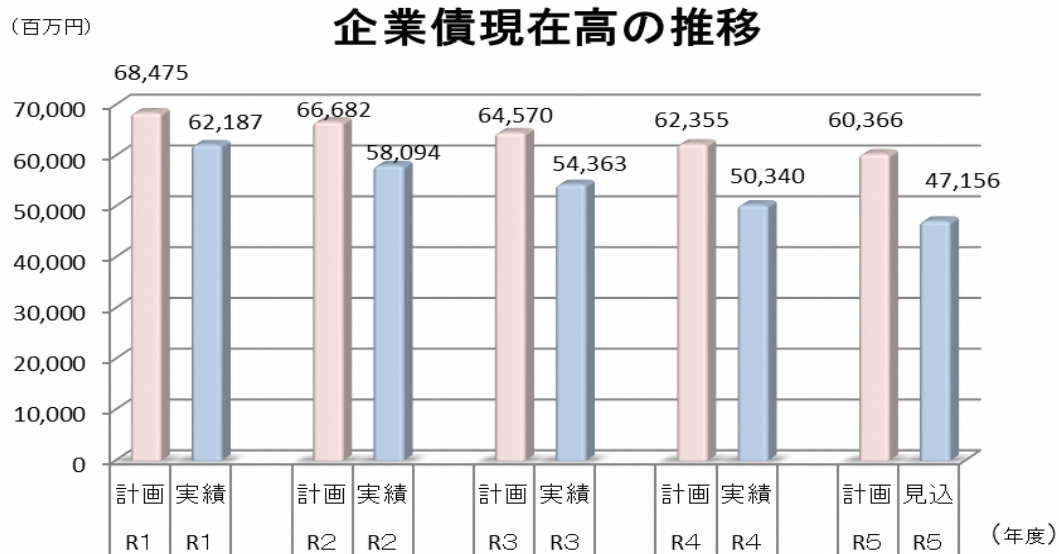
補てん財源の推移(実績)

(単位:百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5(見込)
補てん可能財源額	8,193	8,291	8,606	8,942	8,291
資本的収支不足額	5,346	4,983	4,941	4,867	3,755
補てん後残額	2,847	3,308	3,665	4,075	4,536

(3) 企業債残高

企業債残高は、企業債発行額が計画値を大幅に下回ったことから、計画値を大きく下回っています。



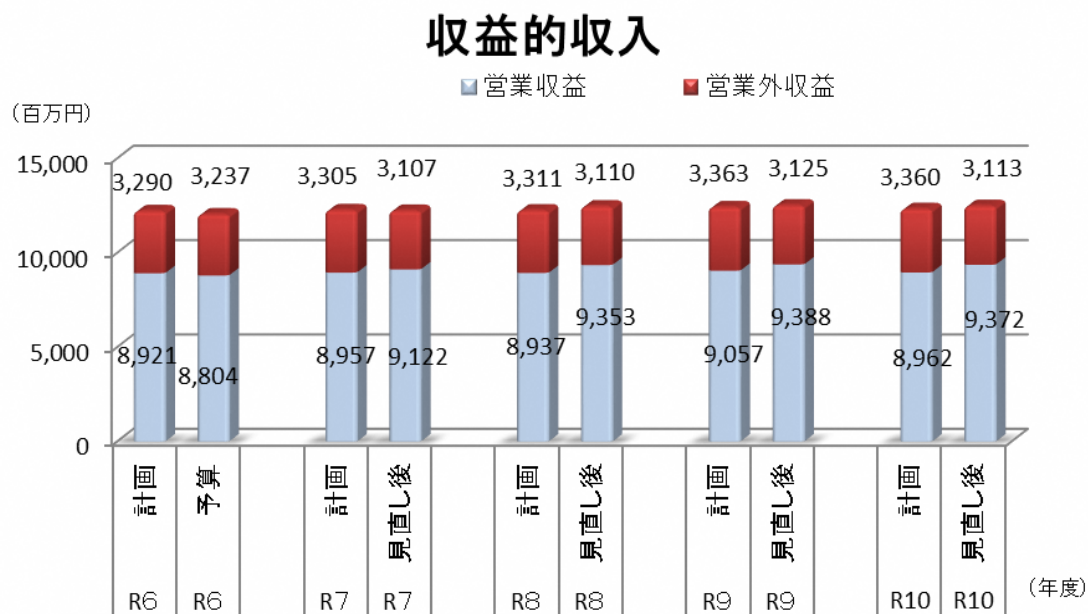
第4章 計画期間後期の状況

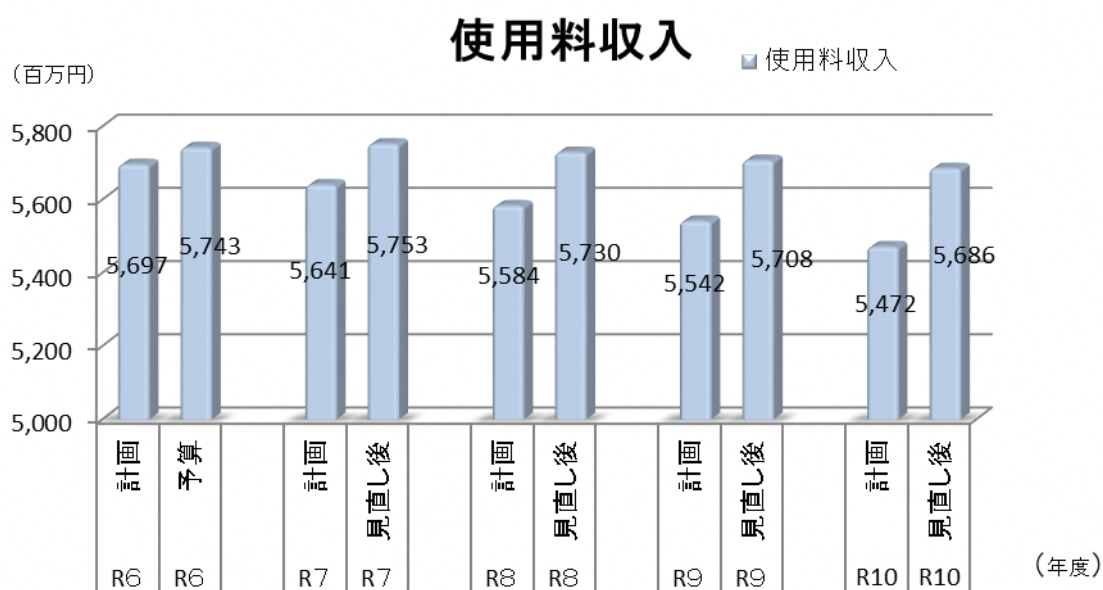
1. 経営健全化の取り組み(財政収支計画)

(1) 収益的収支（令和6年度から令和10年度まで）

見直し後の収益的収入では、収入の根幹をなす使用料収入は、人口減少や節水機器の普及などにより有収水量の減少はあるものの、世帯数の増加などにより、減少傾向ながら、当初計画どおりほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

その結果、営業収益は、当初計画値を上回る見込みですが、営業外収益は減少し、収益的収入全体では、計画値とほぼ同様の数値で推移するものと見込んでいます。



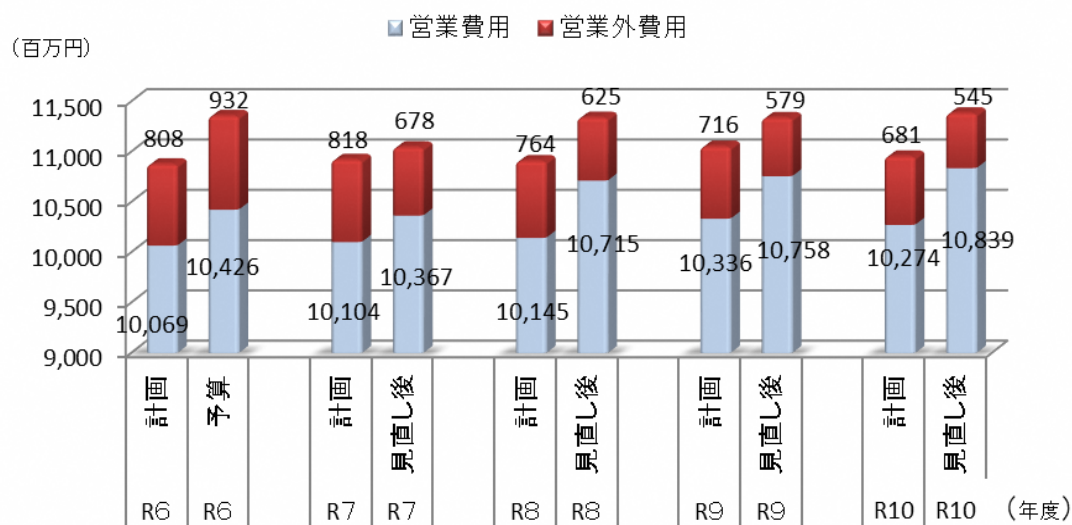


収益的支出の主な経費では、営業費用のうち職員給与費は、令和 6 年度当初予算をベースに、定年退職制度の変更や雨水ポンプ場の運転・維持管理業務の委託化に伴う減員等も踏まえ、当初計画値に比べて減少を見込んでいます。維持管理費は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、人件費の上昇やエネルギー価格の高騰、円安などの影響を踏まえ、委託料や動力費（電気料金）を始めとした各種経費について、日本銀行が公表する「経済・物価情勢の展望」を参考に、毎年度の上昇を見込んでいます。流域下水道負担金は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、動力費の高騰による影響や令和 7 年度以降、負担金の算定方法が変更されることなどを踏まえ試算しています。減価償却費は、年々増加すると見込んでいましたが、コロナ禍による影響などにより事業工程に遅れが生じたことなどで計画値を下回る数値で推移するものと見込んでおり、営業費用全体では、令和 6 年度以降、計画値を若干上回る数値で推移するものと見込んでいます。

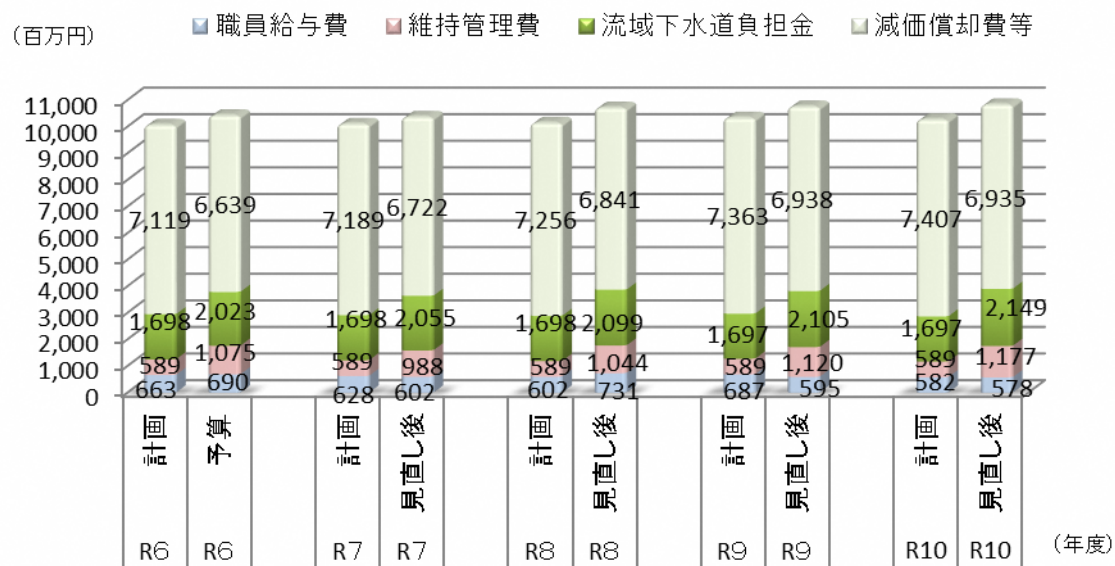
また、営業外費用では、支払利息が、企業債の借入方法の見直し（利率見直し方式での借入等）などによる軽減に努めたことで、計画値を下回ると見込んでいます。

これらの結果、当年度損益については、計画値を下回るものの毎年度、純利益を計上できる見通しです。

収益の支出

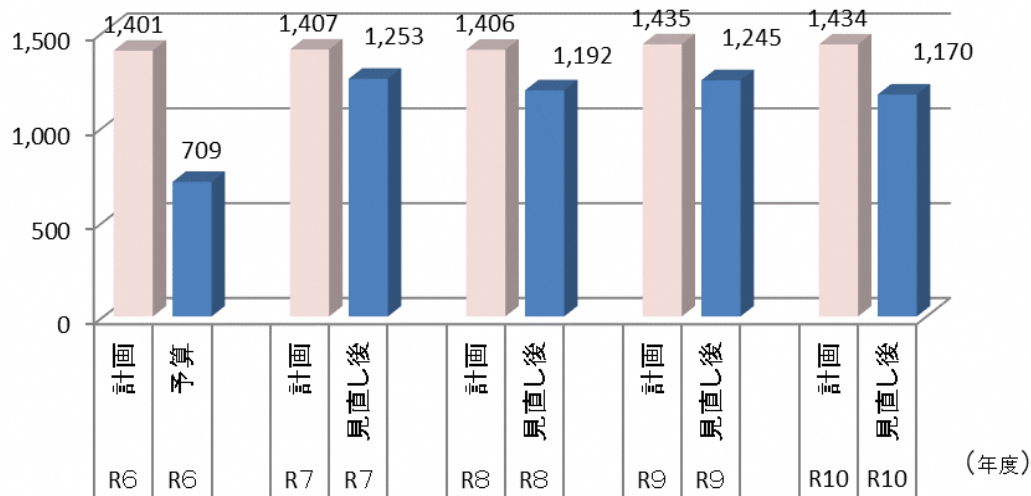


主な営業費用



収益的収支(当年度純利益)

(百万円)

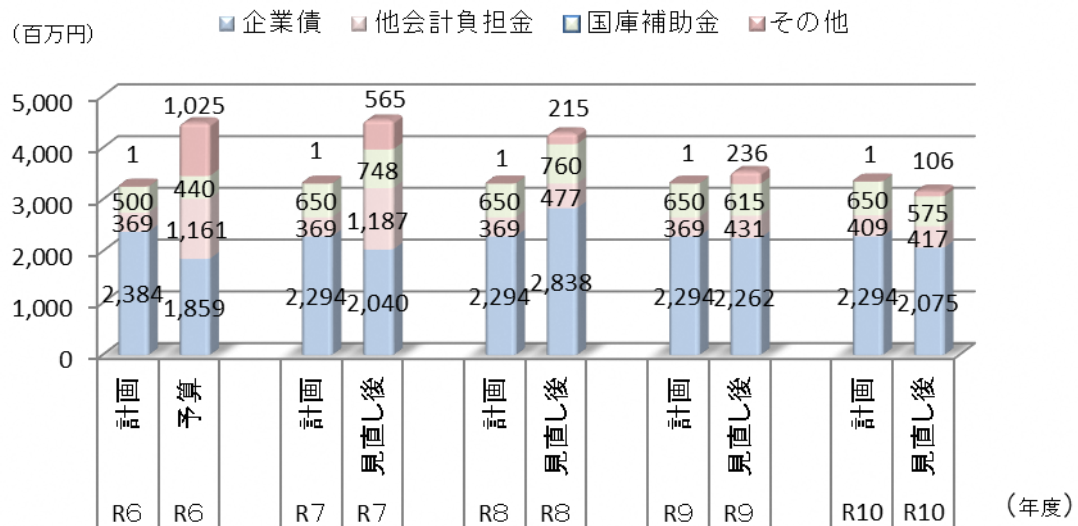


(2) 資本的収支

資本的収入については、下水道整備基本計画の見直しに伴う、各年度の建設改良事業の進捗に合わせ、当初計画値を見直しました。他会計負担金は、分流式下水道等に要する経費等の増加により、令和6・7年度に増加し、その他では、連続立体交差事業に伴う工事負担金が増加する見込みです。

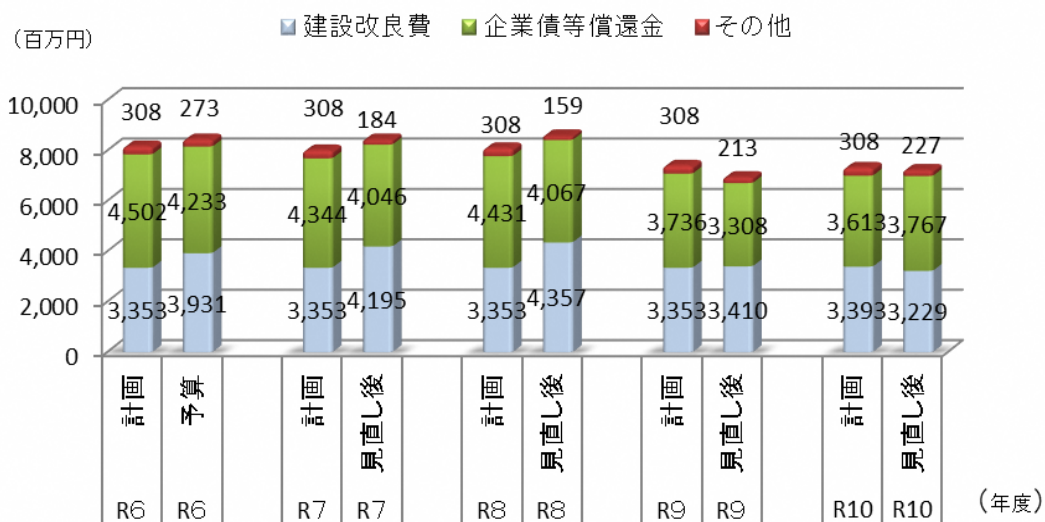
資本的収入 (税込み)

(百万円)



資本的支出については、下水道整備基本計画の見直しに合わせ、当初計画値を見直しました。管渠の老朽化対策や地震対策を強化するため、建設改良費が増加し、企業債償還金は、前期の企業債発行額が計画値を大幅に下回ったため、当初計画値より減少する見込みです。

資本的支出 (税込み)



補てん財源の推移(見直し後)

(単位:百万円)

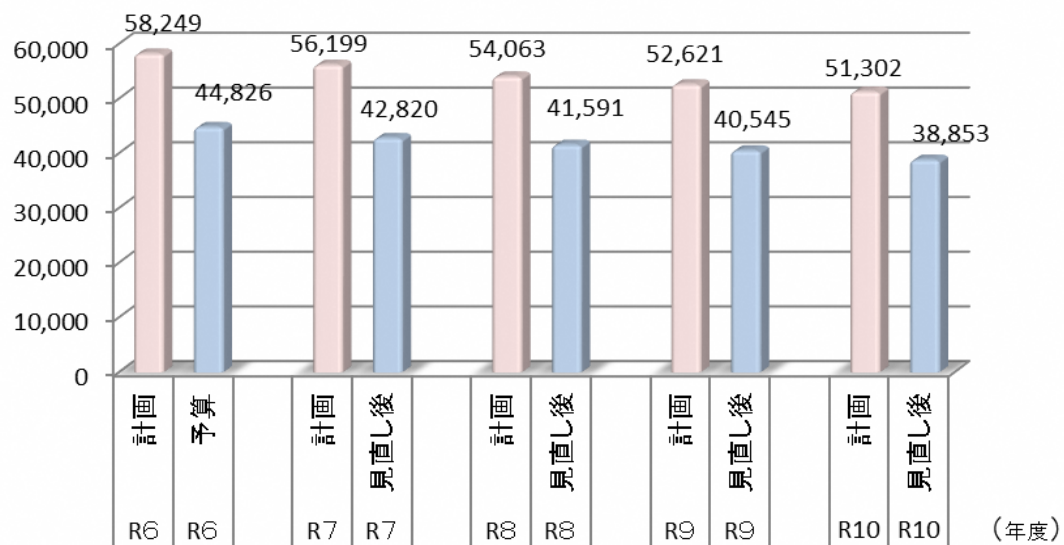
	R6(予算)	R7	R8	R9	R10
補てん可能財源額	8,422	9,238	8,870	8,342	8,789
資本的収支不足額	3,952	3,885	4,293	3,387	4,050
補てん後残額	4,470	5,353	4,577	4,955	4,739

(3) 企業債残高

企業債残高は、前期の企業債発行額が計画値を大幅に下回ったことから、当初計画値を大きく下回ると見込んでいます。

(百万円)

企業債現在高の推移



第5章 経営比較分析表を活用した現状分析

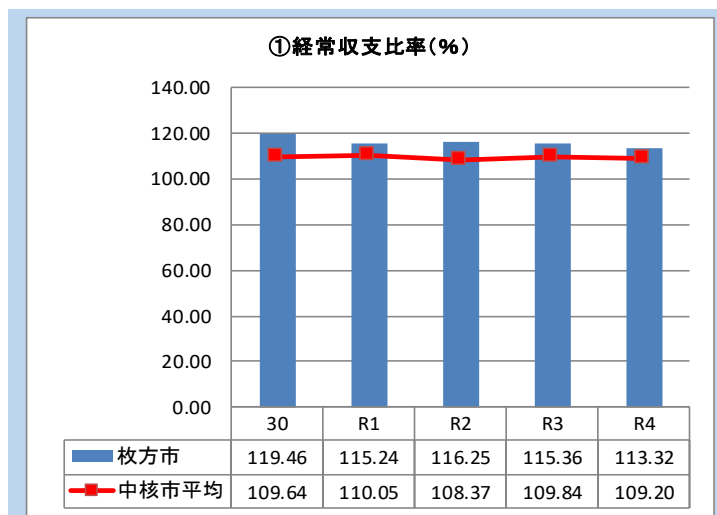
経営比較分析表（総務省の指導により平成26年度決算から全自治体において公表）に用いられる「経営及び施設の状況を表す経営指標」を活用し、本市における経営指標の経年比較や中核市との比較を行います。

（1）経常収支比率

経常収支比率は、当該年度における使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

$$\text{【算出式】} \quad \text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は、100%を超えています。平成初期から積極的に進めてきた污水管の整備や、近年、積極的に進めている浸水対策事業の減価償却費により減少傾向にあります。



（2）累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

$$\text{【算出式】} \quad \text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

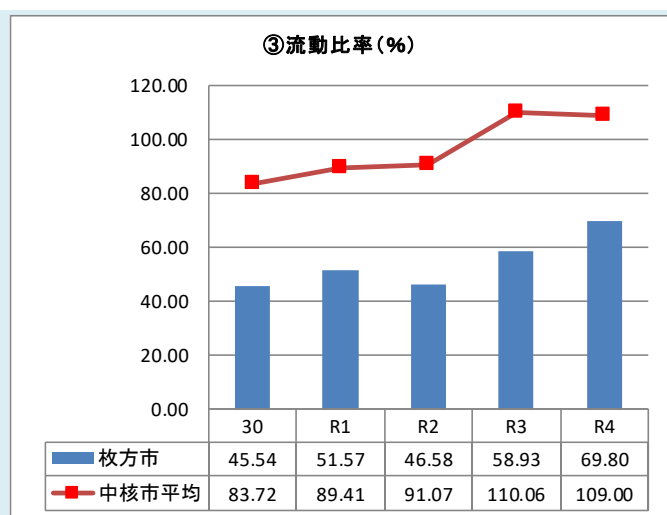
本市では、累積欠損金は発生していません。

(3) 流動比率（支払能力）

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。

【算出式】
$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は、100%を下回っており、1年以内に支払わなければならない負債を、1年以内に現金化できる資産で賄えていない状況が続いています。令和10年度以降は、汚水事業に係る企業債償還金が減少し、令和3年度の半分以下となるため数値が改善される見込みです。

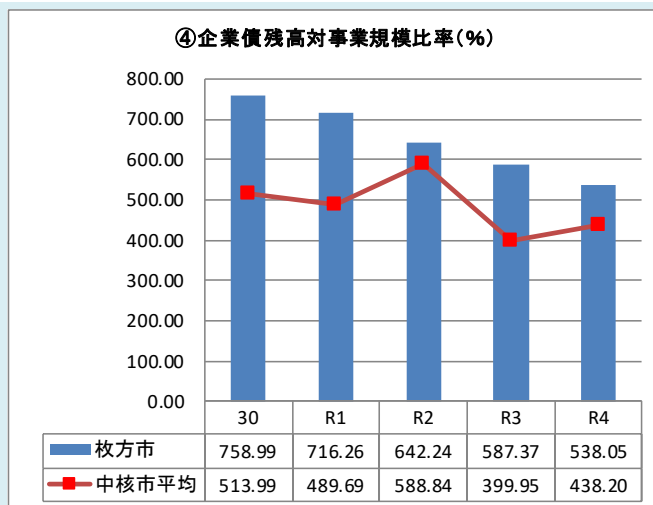


(4) 企業債残高対事業規模比率（債務残高）

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適切か、使用料は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要があります。

【算出式】
$$\text{企業債残高対事業規模比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

平成初期から積極的に下水道整備を進めてきたため、平成23年4月の地方公営企業法適用時には900億円を超える企業債残高を抱えていました。しかし、企業債の発行額の縮小や既発債の償還が順次終了しているため、企業債残高の減少に伴い、企業債残高対事業規模比率は低下してきています。

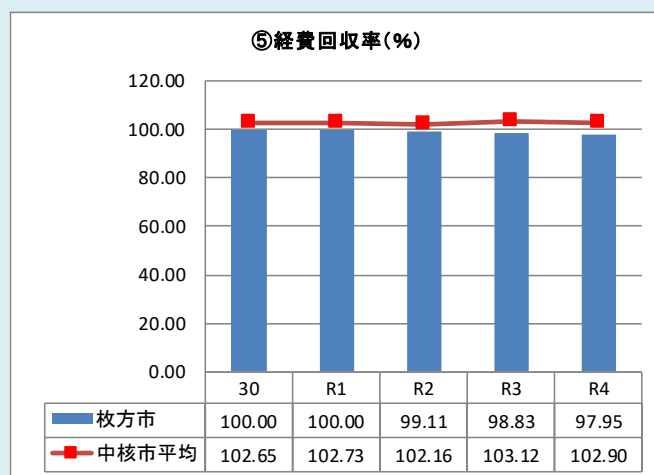


(5) 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。

【算出式】
$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

経費回収率は、平成 25 年 10 月に下水道使用料を約 10%増額改定したことなどに伴い、概ね 100%に近い数値を維持しています。しかし、污水处理のために大阪府へ支払う流域下水道維持負担金が年々増額されていることや、エネルギー価格高騰などにより各種経費が増加しており、経費回収率は低下傾向にあります。

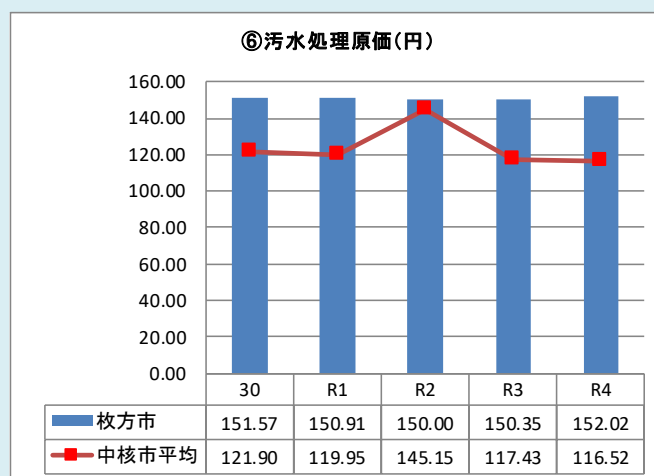


(6) 污水处理原価

污水处理原価は、有収水量 1 m³あたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表す指標です。

【算出式】
$$\text{污水处理原価(円)} = \frac{\text{污水处理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

污水处理原価は、平成 30 年度以降、150 円程度で推移しています。今後、流域下水道維持負担金や各種経費が増加し、年間有収水量は漸減傾向であることなどから、污水处理原価は増加する見込みです。



(7) 施設利用率

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

$$\text{【算出式】} \quad \text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

本市は、流域関連公共下水道を採用しており、処理施設を保有していませんので、当該指標は該当しません。

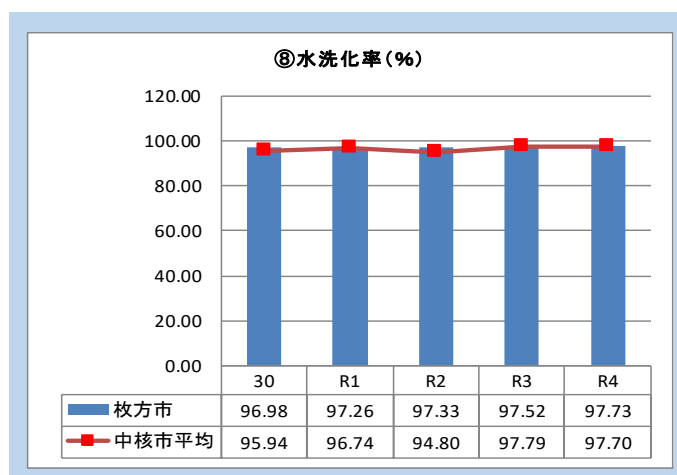
(8) 水洗化率

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表す指標であり、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100% となっていることが望ましい指標です。

$$\text{【算出式】} \quad \text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

平成 30 年度に住居系地域の汚水整備が概成し、現在は未承諾地区などの残存地区の整備を進めていることから、水洗化率は緩やかに上昇しています。

今後も、公共下水道の供用開始後 3 年以内に水洗化工事を実施されない家屋の所有者に対して訪問指導を行うなど、水洗化率向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。



(9) 有形固定資産減価償却率

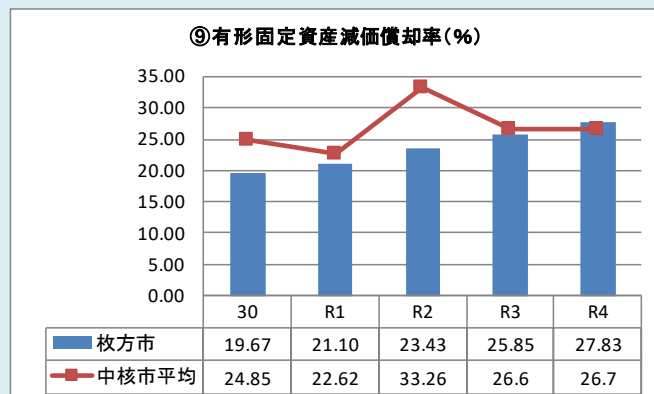
有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は、年々増加していますが、令和4年度においては中核市の平均を上回っています。

施設の老朽化が進んでいるため、計画的に更新を進める必要があります。



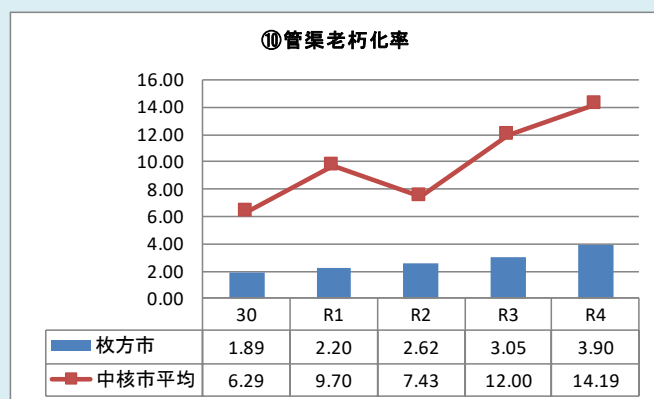
(10) 管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{管渠老朽化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管渠老朽化率は中核市の平均を下回っていますが、今後、一斉に管渠の更新時期を迎えることから、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、既設管渠の適切な維持管理と更新事業を計画的に進めていく必要があります。



(11) 管渠改善率

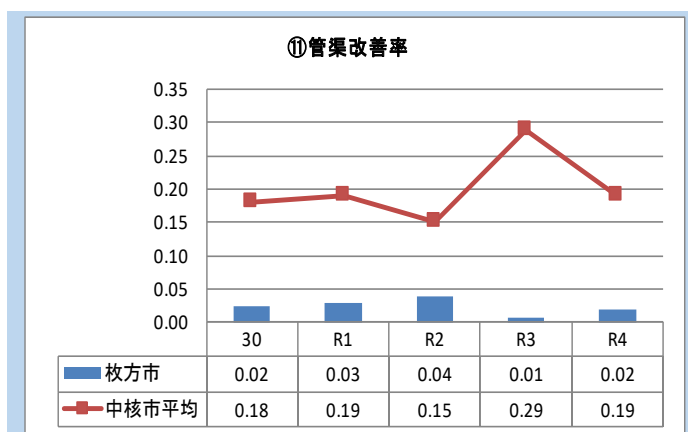
管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

【算出式】

$$\text{管渠改善率(\%)} = \frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管渠改善率は、これまで新規整備を中心に事業を進めてきたことから、中核市の平均を下回っています。

今後は、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に既設管渠の更新を行っていく必要があります。



～ 総括（現状分析で見えてきた課題） ～

1. 現状分析

現在の経営については、経常収支比率や経費回収率など経営に関する指標は概ね良好と考えています。

管渠老朽化率が中核市の平均より低いものの、今後、一斉に管渠の更新時期を迎えることから、既設管渠の適切な維持管理と計画的に更新を進める必要があります。

また、中核市の平均に比べ、流動比率が低く、企業債現在高対事業規模比率が高いものの、令和 10 年度以降は、污水事業に係る企業債償還金が減少し、比率は改善される見込みです。

2. 課題

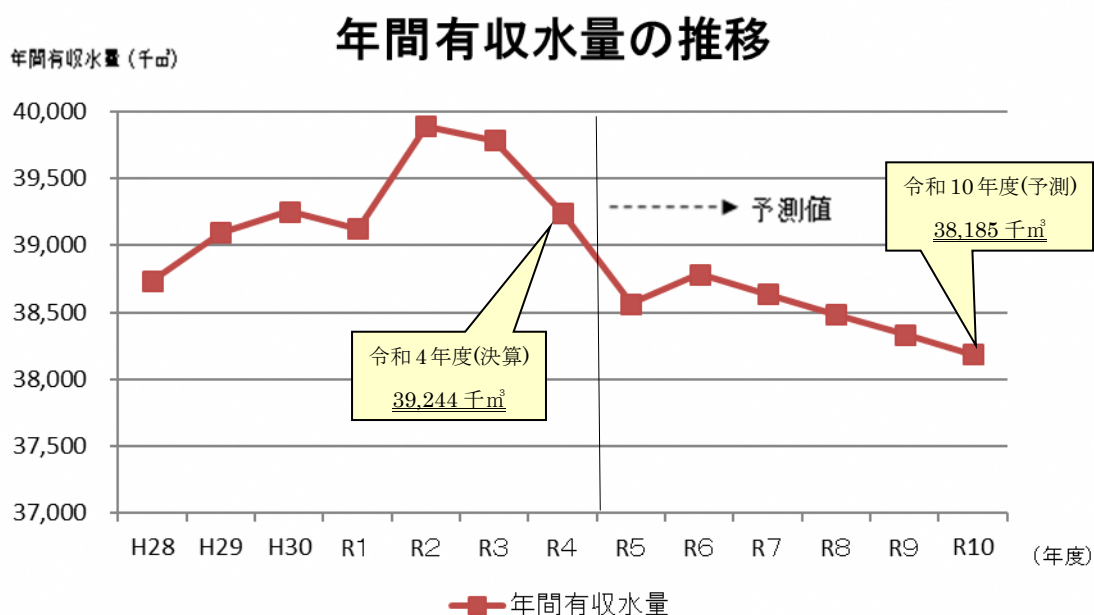
- 独立採算を原則とした企業経営を行うためには、合理的な使用料の算定を行うとともに、企業債発行の適正化や採算性を重視した事業実施による財政運営を行う必要があります。
- 今後増加する更新需要に対応するためには、計画的な事業実施と定期的な計画の見直しを行う必要があります。

第6章 将来の事業環境

1. 年間有収水量の予測

本市の行政区域内人口は、平成21年度末から令和4年度末にかけて、411,133人から395,300人に減少しています。

今後の有収水量の予測としては、引き続き、人口の減少や節水機器の普及などによる減少が見込まれ、令和10年度には、3,818万5千 m^3 となる見込みとなっています。



※年間有収水量予測は、「枚方市人口推計調査報告書(令和2年2月)」による将来推計人口をベースに算出しています。

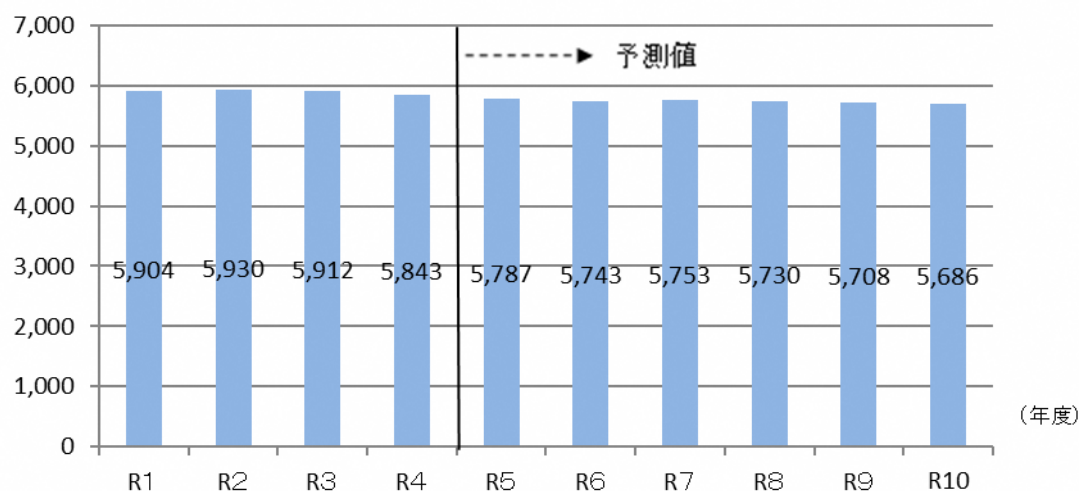
2. 使用料収入の見通し

使用料収入の予測については、有収水量の減少に伴い漸減傾向が続くため、令和10年度には57億円を下回る見込みです。

使用料収入の確保に向けた取り組みとして、「枚方市債権管理及び回収に関する条例」に基づく適正な債権管理を行うとともに、さらなる水洗化促進に取り組んでいきます。

(百万円)

使用料収入の推移



3. 大阪府流域下水道維持管理負担金の見直し

本市の汚水処理は、大阪府の流域下水道（淀川左岸・寝屋川北部）で行っており、その構成市として施設の維持管理経費などを負担しています。

大阪府流域下水道については、平成30年度から地方公営企業法の一部適用による企業会計方式へ移行し、合わせて経営戦略を策定しています。その中で収入支出の見直しの一つとして、資本費（減価償却費）に係る構成市負担金の見直しが示されました。

この見直しにより、令和7年から激変緩和措置を経て、令和11年から完全実施となり、負担金が増額となる見込みです。また、物価上昇や動力費等の上昇による負担金の上昇が今後も予測されています。

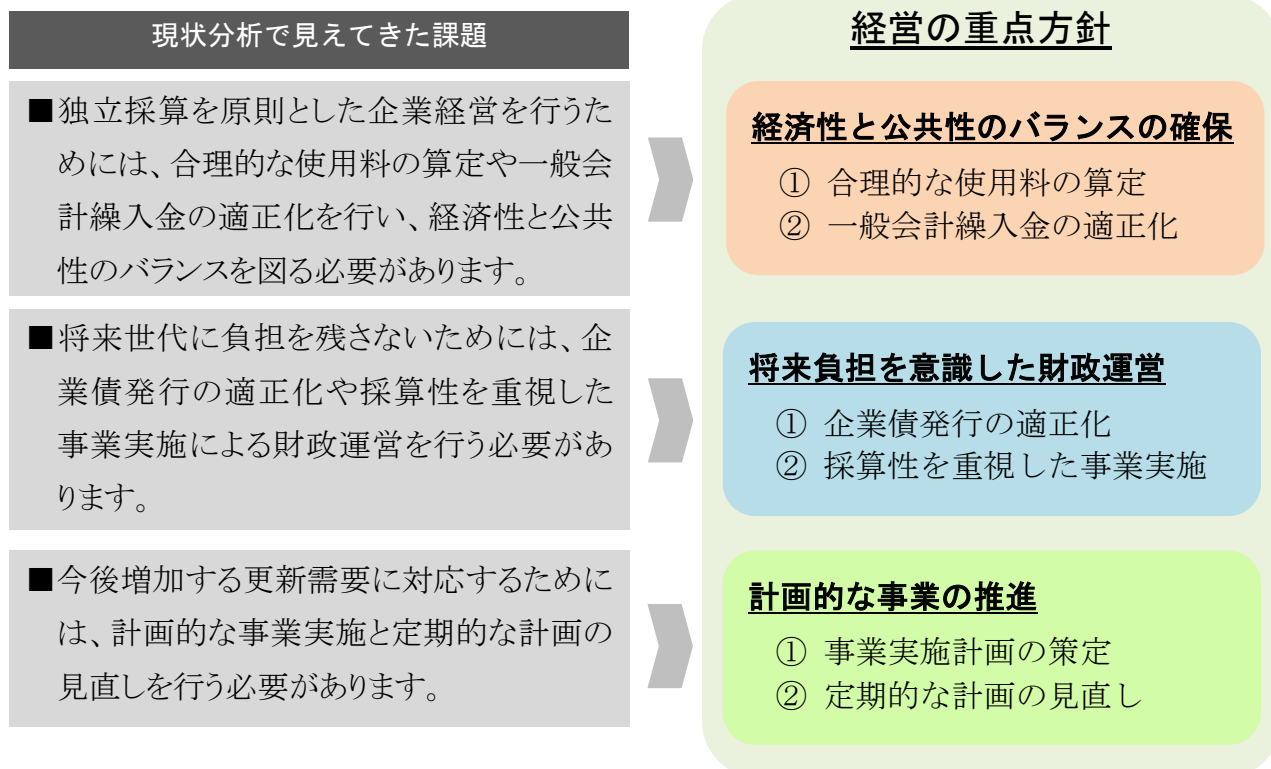
4. 人員体制の整備

令和3年3月に策定した「枚方市下水道整備基本計画」の事業量を踏まえ、下水道サービスの低下を招くことのないよう、引き続き、執行体制を確保しつつ、より効率的・効果的な組織運営に努めていきます。

また、技術的に特殊な上下水道局の業務を幅広く担えるエキスパート職員を長期的視点で育成するため、水道・下水道それぞれの部署だけでなく、両事業間の人事異動や部内のジョブローテーション、専門研修などを活用し、さらなる将来への技術継承を見据えた取り組みを行っていきます。

第7章 経営の重点方針

「経営戦略」における経営の重点方針については、後期計画期間についても引き続き継続するものとし、この重点方針に基づき、持続可能な安定経営に努め、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。



1. 経済性と公共性のバランスの確保

(1) 合理的な使用料の算定

今後も持続的、安定的な下水道サービスを提供していくため、使用料については、原価を元に適切に算定するとともに、定期的な見直しを実施します。

(2) 一般会計繰入金の適正化

独立採算による企業経営を推進するため、税で負担すべき経費、使用料で賄うべき経費を明確にし、適正な負担区分により繰り入れを行います。

2. 将来負担を意識した財政運営

(1) 費用の平準化を考慮した企業債発行

将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、後年度への影響を考慮した充当率で借入れを行います。

（２）採算性を重視した事業実施

新規事業の実施を決定するにあたっては、使用料に影響があることを意識し、採算性を重視するとともに、補助金等の活用を前提とします。

3. 計画的な事業の推進

（１）事業実施計画の策定

事業費の平準化を図るとともに、適切な維持管理や整備を推進するため、事業の実施計画を策定します。

（２）定期的な計画の見直し

社会環境の変化に対応するため、経営戦略をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施します。

第 8 章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

◆汚水事業について

平成 30 年度に住居系地域の汚水整備が概成したことから、今後も、持続可能な下水道サービスを提供し続けるため、計画的な施設の維持管理や更新事業に取り組んでいく必要があります。

新規汚水整備については、事業効果を含めて慎重に判断しながら実施します。また、未承諾地区の解消に向けて粘り強く交渉を続けるとともに、整備困難地区についても、引き続き技術的な検討・検証を行い、効率的かつ効果的な方法により整備を実施していきます。

計画期間中の建設改良費は、総額で約 121 億円と見込んでいます。

(うち令和 6 年度から令和 10 年度は 70 億円)

◆雨水事業について

現在、令和 2 年度に策定した「下水道整備基本計画」に基づき、計画降雨を上回る集中豪雨対策として、ポンプ場の改良工事や浸水被害軽減に向けた整備事業に取り組んでいます。

雨水ポンプ場については、新安居川ポンプ場が令和 2 年度に整備が完了したため、今後は既存のポンプ場について、「下水道総合地震対策計画」に基づく耐震化事業や、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく受変電設備更新やポンプ設備更新などの老朽化対策事業を実施していきます。

浸水被害軽減については、楠葉排水区浸水被害軽減総合事業が令和 5 年度で完了しましたが、今後も引き続き、藤阪元町地区や北樟葉地区において雨水管整備事業を実施するなど、地域の浸水被害状況等を踏まえ排水設備の整備に取り組んでいくこととしています。

計画期間中の建設改良費は、総額で約 226 億円と見込んでいます。

(うち令和 6 年度から令和 10 年度は 121 億円)

《予定される主な事業》

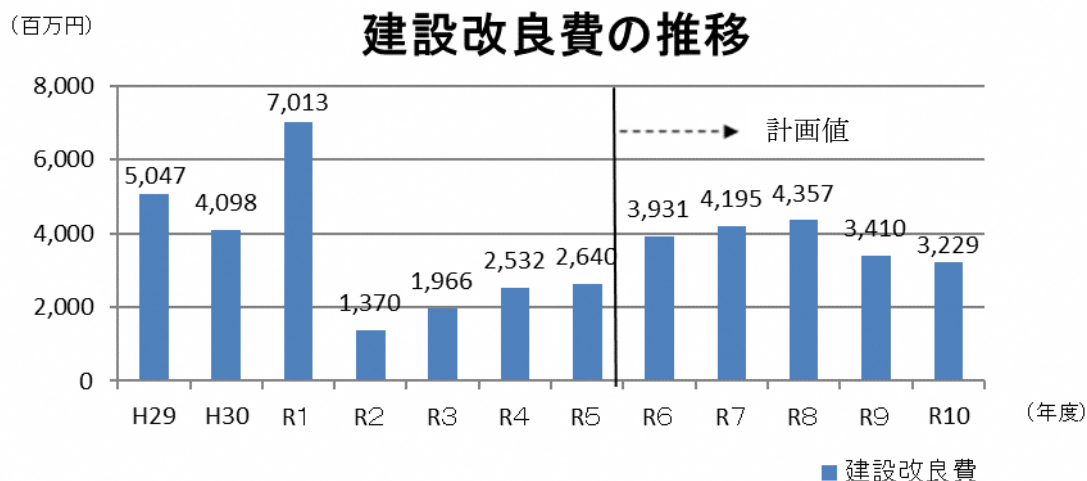
北部ポンプ場耐震化事業 (令和 7 年度完了予定)

安居川ポンプ場受変電設備更新事業 (令和 6 年度完了予定)

藤阪元町地区雨水管整備事業 (令和 9 年度完了予定)

◆施設の更新事業について

今後は、予防保全型による計画的な施設の更新を進めるため、平成 30 年度に策定した「下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を実施し、その調査結果を踏まえて、計画的な更新事業を実施していきます。



◆採算性を重視した事業実施について

汚水事業における新規事業の実施については、これまで、事業の必要性などを考慮して、実施の判断を行ってきましたが、汚水事業にかかる経費については、税等で負担すべき経費を除き、下水道使用料で賄わなければならないことから、採算性の低い事業の実施は、市民の負担増加につながります。

今後は、事業の必要性だけでなく、それによって得られる将来の収入も考慮しながら、採算性を重視した事業実施の判断を行っていくこととします。

なお、予定していた財源に変更があった場合には、改めて事業実施の検討を行うものとします。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

◆下水道使用料について

下水道使用料については、今後も引き続き、人口減少などによる有収水量の減少が予測されることから、令和 10 年度には 57 億円を下回る見込みです。

なお、本収支計画は、現行の料金体系による収支見通しとしています。

本計画期間における下水道使用料の確保（経費回収率の向上）に向けた取り組みとして、次の 2 点を積極的に取り組むこととし、収支計画に見込んでいます。

① 徴収率向上に向けた取り組み

平成 30 年 4 月 1 日施行の「枚方市債権管理及び回収に関する条例」を踏まえて、適正な債権管理と延滞金の算出を行い、納期限を経過した下水道使用料については、これまでの電話催告及び訪問徴収等に加えて、不誠実者等に対しては、財産差押等の滞納処分を実施するなど徴収率向上に向けた取り組みを行うとともに、市民の利便性の向上につながる、収納方法の拡大についても検討します。

② 水洗化の促進

水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営基盤強化に欠かすことのできない財源です。現在、水洗化促進については、これまで家屋所有者に対して、説明会などを通じて接続に対する理解を求めています。平成 30 年度から、3 年を超えた未接続家屋の全所有者に対して、5 ヶ年で計画的に戸別訪問を行い、指導、勧告や融資制度の説明を行うなど、理解促進を図り、早期の水洗化につなげる取り組みを行ってきました。今後も引き続き、水洗化の促進に取り組めます。

◆国府補助金について

建設改良事業の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国府補助金を優先的に活用します。

◆企業債について

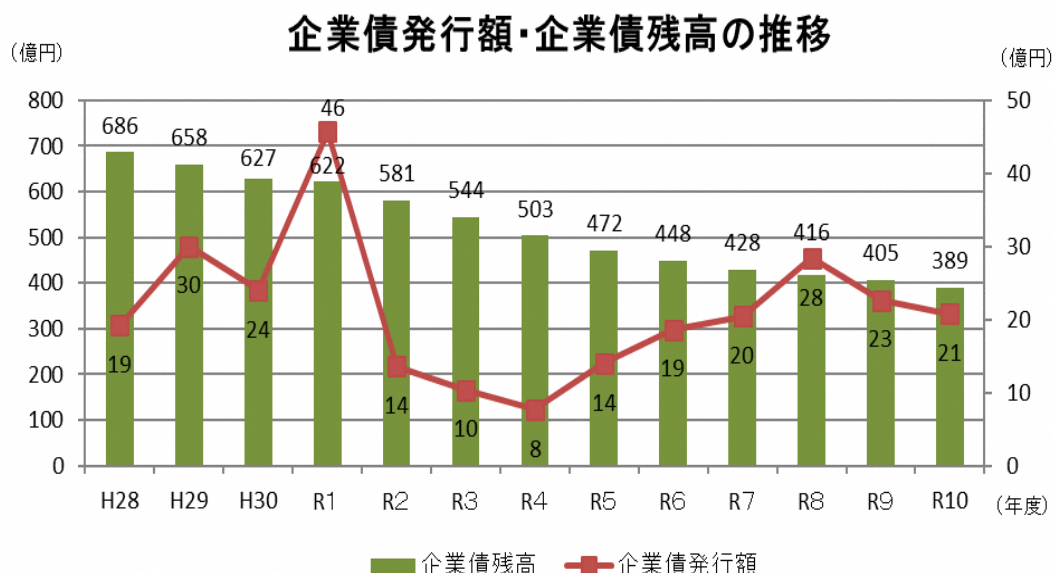
企業債は、長期にわたって償還していくことによる費用の平準化や、施設の建設費をその施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業の国府補助金以外の主な財源として見込んでいます。

しかし、企業債の償還期間と減価償却年数が大きく乖離することは、元金償還額と減価償却費に差異が生じ、企業債の償還期間中に運転資金が不足する原因となっています。

このことから、将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては一定の自己資金の投入による発行額の抑制と、減価償却年数を考慮した償還期間により借入れを行うこととし、収支計画に見込んでいます。

これにより、企業債利息や残高を縮減するとともに、資金面の平準化を図ることで経営基盤の強化に努めます。このことから、令和 10 年度末の企業

債残高は約 389 億円を見込んでおり、令和 4 年度の約 503 億円と比べ、約 114 億円の減少となる見通しです。



◆一般会計繰入金について

一般会計繰入金については、令和 4 年度からは、基準内繰入金の「分流式下水道等に要する経費」を新たに受け入れ、基準外繰入金はゼロ（福祉減免分等の市の施策分を除く）となりました。

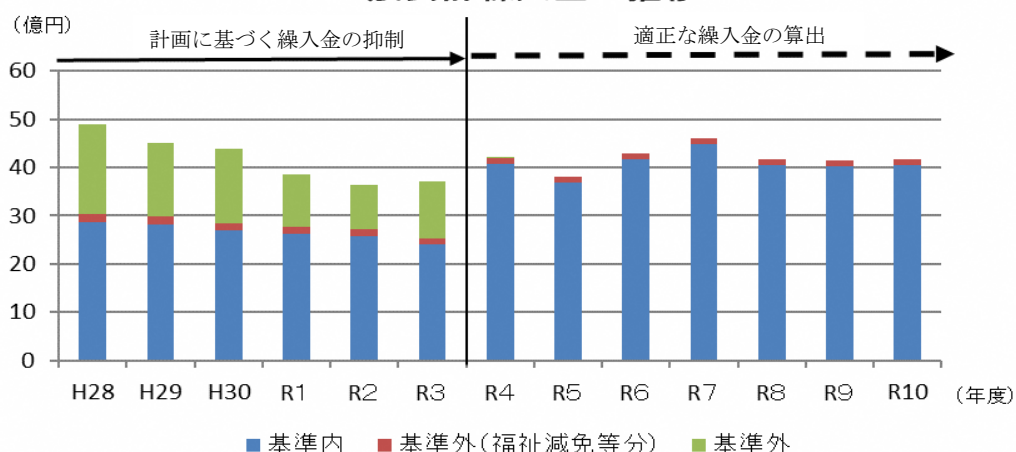
また、一般会計繰入金を決算額に基づく翌年度精算方式とするなど、税等で負担すべき経費（公費）と使用料収入で賄うべき経費（私費）の区分の明確化を図りました。

今後も、この考え方を基本とし、汚水処理経費を経営によって得られる収入で賄う独立採算を原則とした企業経営に取り組みます。

一般会計繰入金の総額は、基準外繰入金の縮減などの取り組みにより、令和 3 年度まで減少傾向が続きましたが、令和 4 年度から令和 7 年度までは、緊急自然災害防止対策事業債の対象事業費の増減により上下する見込みとなり、令和 10 年度では、総額で約 42 億円となる見通しです。

なお、一般会計繰入金については、毎年度予算編成時に財政課と協議を行い決定します。

一般会計繰入金の推移



雨・汚水別では、汚水分で、令和4年度から、基準内繰入金の「分流式下水道等に要する経費」を新たに受け入れ、基準外繰入金はゼロ（福祉減免分等の市の施策分を除く）とし、令和10年度には約17億円となる見通しです。

一方、雨水分で、企業債償還金分の受け入れを廃止しましたが、減価償却費や利息の増により増加したことから、令和10年度には約25億円となる見通しです。

一般会計繰入金の推移

(単位: 百万円)

年 度	H29年度 決算	H30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算
区 分						
基準内繰入金	2,826	2,695	2,619	2,578	2,394	4,069
基準外繰入金	1,686	1,678	1,233	1,060	1,316	125
合 計	4,512	4,373	3,852	3,638	3,710	4,194

年 度	R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
区 分						
基準内繰入金	3,688	4,171	4,479	4,041	4,030	4,044
基準外繰入金	123	123	120	120	121	122
合 計	3,811	4,294	4,599	4,161	4,151	4,166

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆職員給与費について

本収支計画では、令和 5 年度の組織体制と同規模の人員配置をベースとしていますが、汚水事業における住居系地域の事業概成などに伴い、業務量が減少することによる人員削減を見込んでいます。

◆経費(動力費・修繕費・材料費等)について

経費については、有収水量が減少すると見込んでいるものの、エネルギー価格・物価高騰等の影響を踏まえて、令和 4 年度決算額に物価上昇分を加味して算出しています。

◆減価償却費について

令和 4 年度末時点で減価償却台帳に登録されている償却資産に、今後の更新投資分を加えて算出しています。令和 10 年度には汚水事業で約 42 億円、雨水事業で約 26 億円、全体では約 68 億円となる見通しです。

◆他会計長期借入金について

他会計長期借入金については、令和 4 年度で完済しました。

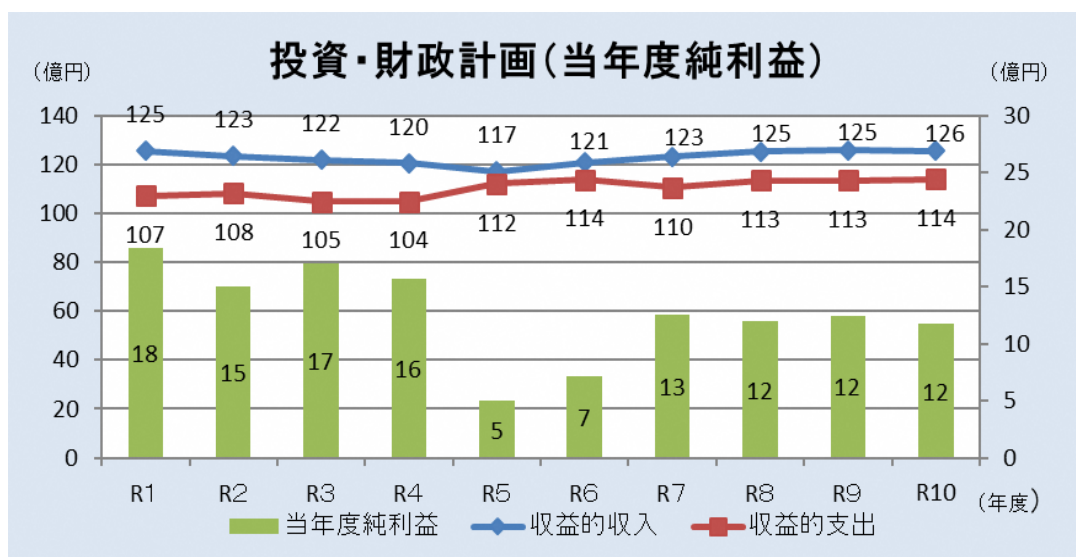
2. 投資・財政計画(収支計画)

収入においては、下水道使用料が期間を通じて減少傾向となりますが、一般会計繰入金は令和 2 年度まで減少傾向であったものが、令和 3 年度からは増加傾向となり、収入全体では概ね横ばいで推移すると見込んでいます。

一方、支出においては、支払利息が大きく減少する反面、減価償却費が増加傾向となることなどから、支出全体では期間を通じて徐々に増加していくものと見込んでいます。

これらのことから、当年度純利益は、令和 5 年度、令和 6 年度は減少するものの、令和 7 年度以降はほぼ横ばいで安定します。この結果、期間中の収支は、令和 4 年度と令和 10 年度を比較すると約 4 億円の減少となりますが、現金の支出を伴わない減価償却費が約 4 億円増加することや、資本的収支では企業債償還金が約 10 億円減少することなどから、経営状況は改善していく見通しです。

なお、前記の理由により、補てん可能財源が増加していますが、企業債発行時の充当率の見直しにより自己資金が必要となることや、大阪府流域下水道維持管理負担金などの増加が見込まれるなど、今後想定される支出の増加要因についても盛り込んだうえで「経営戦略」の見直しを行っています。



下水道事業会計 投資・財政計画(収支計画)
収益的収支の推移(税抜き)

		29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算
収入	営業収益(A)	9,184	9,141	8,733	8,752	8,930	8,680
	うち使用料収入	5,893	5,950	5,904	5,930	5,912	5,843
	うち他会計負担金	1,314	1,179	1,728	1,864	1,788	2,796
	うち他会計補助金	1,964	1,996	1,074	920	1,193	0
	営業外収益(B)	3,125	3,125	3,049	3,163	3,154	3,151
	うち他会計負担金	0	0	2	2	2	2
	うち他会計補助金	252	229	159	140	123	125
	うち負担金	61	54	58	57	61	60
	うち長期前受金戻入	2,783	2,818	2,811	2,946	2,946	2,945
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	12,309	12,266	11,782	11,915	12,084	11,831
支出	営業費用(C)	8,978	8,775	8,971	9,330	9,445	9,464
	うち職員給与費	751	663	615	598	622	602
	うち維持管理費	584	600	664	746	659	695
	うち流域下水道維持管理負担金	1,683	1,458	1,623	1,604	1,763	1,759
	うち減価償却費	5,961	6,054	6,069	6,382	6,401	6,407
	営業外費用(支払利息等)(D)	1,628	1,496	1,412	1,150	1,030	977
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	10,606	10,271	10,383	10,480	10,475	10,441
	経常損益 (ウ)	1,703	1,995	1,399	1,435	1,609	1,390
	特別損益 (エ)	85	△ 48	437	65	93	174
	当年度純利益 (ウ)+(エ)	1,788	1,947	1,836	1,500	1,702	1,564
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	-	-	-

資本的収支の推移(税込み)

		29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算
収入	企業債	2,998	2,398	4,571	1,356	1,034	766
	他会計負担金	981	969	890	712	603	1,271
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	1,523	1,407	1,649	97	506	620
	その他(工事負担金等)	86	68	103	124	72	154
	小計 (a)	5,588	4,842	7,213	2,289	2,215	2,811
	(a)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	204	0	0	0	0
	収入計 (ア)	5,588	4,638	7,213	2,289	2,215	2,811
支出	建設改良費	5,047	4,098	7,013	1,370	1,966	2,532
	企業債等償還金	5,911	5,814	5,349	5,731	5,044	4,987
	その他	82	146	197	171	146	159
	支出計 (イ)	11,040	10,058	12,559	7,272	7,156	7,678
	収支不足額 (イ)-(ア)	5,452	5,420	5,346	4,983	4,941	4,867
	上記不足額に補填可能な財源	7,539	7,787	8,193	8,291	8,606	8,942
	補填財源不足額	-	-	-	-	-	-

※補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「-」は不足していない状態。

(単位: 百万円、税抜き)

		R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
収入	営業収益(A)	8,377	8,804	9,122	9,353	9,388	9,372
	うち使用料収入	5,787	5,743	5,753	5,730	5,708	5,686
	うち他会計負担金	2,500	3,007	3,289	3,561	3,597	3,625
	うち他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	営業外収益(B)	3,288	3,237	3,107	3,110	3,125	3,113
	うち他会計負担金	2	2	2	2	2	2
	うち他会計補助金	123	123	120	121	121	122
	うち負担金	68	67	62	62	60	60
	うち長期前受金戻入	2,979	3,030	2,910	2,912	2,929	2,916
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	11,665	12,041	12,229	12,463	12,513	12,485
支出	営業費用(C)	10,267	10,426	10,367	10,715	10,758	10,839
	うち職員給与費	655	690	602	731	595	578
	うち維持管理費	1,013	1,075	988	1,044	1,119	1,176
	うち流域下水道維持管理負担金	2,048	2,023	2,055	2,099	2,105	2,149
	うち減価償却費	6,551	6,639	6,722	6,841	6,938	6,935
	営業外費用(支払利息等)(D)	931	932	678	625	579	545
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	11,198	11,358	11,045	11,340	11,337	11,384
	経常損益 (ウ)	467	683	1,184	1,123	1,176	1,101
	特別損益 (エ)	29	26	69	69	69	69
	当年度純利益 (ウ)+(エ)	496	709	1,253	1,192	1,245	1,170
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	-	-	-

(単位: 百万円、税込み)

		R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
収入	企業債	1,398	1,859	2,040	2,838	2,262	2,075
	他会計負担金	1,186	1,161	1,187	477	431	417
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	462	440	748	760	615	575
	その他(工事負担金等)	396	1,025	565	215	236	106
	小計 (a)	3,442	4,485	4,540	4,290	3,544	3,173
	(a)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0
	収入計 (ア)	3,442	4,485	4,540	4,290	3,544	3,173
支出	建設改良費	2,640	3,931	4,195	4,357	3,410	3,229
	企業債等償還金	4,441	4,233	4,046	4,067	3,308	3,767
	その他	116	273	184	159	213	227
	支出計 (イ)	7,197	8,437	8,425	8,583	6,931	7,223
	収支不足額 (イ)-(ア)	3,755	3,952	3,885	4,293	3,387	4,050
	上記不足額に補填可能な財源	8,291	8,422	9,238	8,870	8,342	8,789
	補填財源不足額	-	-	-	-	-	-

第9章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

「経営戦略」の事後検証については、その実施状況を、毎年度の決算に基づいて評価・検証を行いながら、進捗管理を実施します。

また、人口減少や節水機器の普及などの社会環境の変化により、「経営戦略」改定時の状況と実態が大きく乖離することも想定されます。

これらのことに対応するため、「経営戦略」については、5年ごとに定期的な見直しを行うとともに、収支計画の時点修正が必要となった場合などには、定期的な見直しとは別に、臨時的な見直しを行うものとします。

あわせて、「経営戦略」の見直しの翌年度に、使用料対象経費を算定し、市民の皆さまにお示しした上で、料金改定の必要性を判断するサイクルを継続していきます。

主な経営指標

指 標	令和4年度実績	令和10年度見込
経常収支比率	113.32%	109.68%
経費回収率	97.95%	94.31%
流動比率	69.80%	50.75%
企業債残高対 事業規模比率	538.05%	311.59%

用語解説

あ

○一般会計繰入金

一般会計から、水道や下水道事業など他会計に繰り出される金額のこと。

国が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」は他会計負担金、地方公共団体が独自に定める「基準外繰入金」は他会計補助金で整理される。

○汚水処理経費

下水道の管理に要する経費のうち、汚水にかかる維持管理費や資本費の合計。

資本費は、汚水施設にかかる減価償却費や企業債利息。

か

○経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算（施設・設備投資の見通し）等の支出と財源試算（財源の見通し）を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）を中心として、効率化・経営健全化のための取り組み方針などを示すもの。

○公共下水道

下水道法第2条第3項に規定されており、主に市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは、流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

○公費負担

公営企業は独立採算が基本となっており、経営に要する経費については、料金をもって賄うこととされていますが、下水道事業では雨水にかかるものなど、サービスの益が広く公共の用に供される場合、その負担は税ですべきものとされている。

○公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部が当然に適用される事業及び条例によって、その全部または一部を適用している事業の会計をいい、民間企業と同様に、発生主義に基づき複式簿記等により経理されるもの。

○計画降雨

計画上の降雨量のこと。降雨量は確率計算により求める方法が一般的である。

○企業債

公営企業が行う建設改良事業などの財源として、国や金融機関等から借り入れる資金のこと。なお、その償還費は当該施設を用いて得られる料金により回収することとされている。

○減価償却

企業が所有する機械、建物など固定資産の価値は、その耐用年数に応じて減少していくが、その減少する価値分を費用として計上する会計処理のこと。

さ

○資本的収支

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出を計上する。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補てんするものとされている。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

なお、発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用も含まれる。

○充当率

建設改良事業の財源として、国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担額に対して、企業債を充当する際の割合のこと。

毎年、総務省が策定する起債許可方針によって各種事業における地方（企業）債ごとに示される。

○ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することである。

○整備人口普及率

行政区域内人口に対する整備区域内人口の割合

下水道事業の進捗を表す指標で、行政区域内人口に対する下水道整備済区域の人口の割合を示す。

なお、行政区域内人口に対して処理区域内の人口の割合を示すものとして、処理人口普及率がある。

○全部適用

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、地方公営企業法の規定に基づき、法の全部の規定が当然に適用される事業（当然適用事業）と条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる（任意適用事業）がある。

法適用企業の中にも、総則・雑則及び組織・財務・職員に関する条項の全部を適用する方法（全部適用）と総則・雑則及び財務のみを適用する方法（一部適用）がある。

なお、地方公営企業が弾力的かつ機動的に経営を行っていくことを念頭に置いた場合、財務規定の適用にとどまらず、全部適用が望ましいと考えられる。

○総括原価方式

料金算定期間における料金対象経費で、事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬を加えた総括原価が、総収入と見合うように料金を設定するという公共料金の典型的な料金設定方法のこと。

○使用料対象経費

汚水処理にかかる経費のうち、下水道使用料の算出基礎となる経費のこと。

○水洗化（人口）

下水道処理区域内で水洗便所等を設置している状態（人口）のこと。

た

○独立採算の原則

公共下水道事業は、地方公営企業法に規定される公営企業とされており、その事業に伴う収入をもってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。そのため、水道や下水道事業などの公営企業の経営は、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、独立採算制の下に行われなければならない。

は

○分流通下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道のこと。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水はそのまま河川等に放流する。

○排水区（処理区）

排水区域は、公共下水道により下水を排除することができる地域で、一方、処理区域は、下水を終末処理場により処理することができる地域としている。これらの地域は、いずれも、下水道法上の「供用開始の公示」に基づき定められている。

本市の市域においては、排水区と処理区を定めており、雨水の排除に関しては排水区、汚水の排除に関しては処理区としている。

発行年月 令和6（2024）年3月 改定

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20-3

Tel 072-848-4199（代表）

FAX 072-848-6508

編集 経営戦略室

枚方市上下水道局